

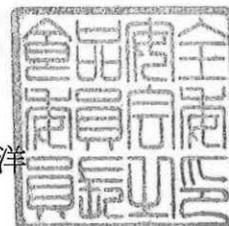


府食第124号  
平成29年3月7日

厚生労働大臣  
塩崎 恭久 殿

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うこと  
が明らかに必要でないときについて（回答）

平成29年2月24日付け厚生労働省発生食0224第3号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正については、試験の操作性の改善若しくは精度の向上等を目的とした試験法の変更、名称の変更又は用語若しくは用例の統一等による規格基準の改正であり、規格値の変更を伴うものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。